

# 亀山市分別収集計画

(令和8年度～令和12年度)

令和7年8月策定

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 地域特性を活かした循環型社会づくり

## 3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,297 t	4,305 t	4,291 t	4,288 t	4,285 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### (1) 環境教育、啓発活動の充実

ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を利用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量、ごみ処理に要する経費の推移などごみ処理の状況についての情報を発信し、その認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再利用、再生利用の意義及び効果並びにごみの適正な出し方等に関する教育・啓発活動に積極的に取り組む。

### (2) 亀山市廃棄物減量等推進審議会の開催

亀山市廃棄物減量等推進審議会において、廃棄物の減量化、資源化等について審議し、行政施策へ積極的に取り入れていく。

### (3) 資源物集団回収活動の促進

住民団体による資源物の回収活動に対し報奨金を交付し、地域における資源回収活動を積極的に支援する。

### (4) 事業者による自主回収の促進

紙製容器包装やガラス製容器等の事業者による店頭回収を促し、市民周知を行うことによりごみの減量化及びリサイクルの推進を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、亀山市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		飲料用缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他のガラス製容器	リターナブルびん その他色びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		ダンボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		食品用白色トレイ ペットボトルのふた

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

年 度	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	9t		9t		9t		9t		9t	
主としてアルミ製の容器	30t		30t		30t		30t		30t	
無色のガラス製容器	(合計) 86t		(合計) 86t		(合計) 86t		(合計) 86t		(合計) 86t	
	(引渡額) 0t	(独自処理額) 86t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 86t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 86t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 86t	(引渡額) 0t	(独自処理額) 86t

茶色のガラス製容器	(合計) 60t		(合計) 60t		(合計) 60t		(合計) 60t		(合計) 60t		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	0t	60t	0t	60t	0t	60t	0t	60t	0t	60t	
その他のガラス製容器	(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 38t		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	0t	38t	0t	38t	0t	38t	0t	38t	0t	38t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)											
主として段ボール製の容器											
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの											
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		(合計) 89t		(合計) 89t		(合計) 89t		(合計) 89t		(合計) 89t	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0t	89t	0t	89t	0t	89t	0t	89t	0t	89t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計) 7t		(合計) 7t		(合計) 7t		(合計) 7t		(合計) 7t	
		(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
		0t	7t	0t	7t	0t	7t	0t	7t	0t	7t
うち白色トレイ	(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		(合計) 2t		
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	
	0t	2t	0t	2t	0t	2t	0t	2t	0t	2t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み

令和6年度実績における市民1人1日当たりの容器包装廃棄物排出量原単位×  
第2次環境基本計画人口

年 度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口	50,092人	50,058人	50,024人	49,990人	49,956人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。飲料用缶、無色透明びん、茶色びん、リターナブルびん、その他色びんは不燃系資源ごみ、飲料用紙パック、ダンボール、雑がみは可燃系資源ごみ、ペットボトル、ペットボトルのふた、食品用白色トレイはペットボトル・白色トレイとして、月2回の収集を行う。分別収集における実施主体等を下表に示す。

分別収集計画の実施主体

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器	飲料用缶	市による定期収集	市・民間業者
主としてアルミ製の容器	飲料用缶	市による定期収集	市・民間業者
無色のガラス製容器	無色透明びん	市による定期収集	市・民間業者
茶色のガラス製容器	茶色びん	市による定期収集	市・民間業者
その他のガラス製容器	リターナブルびん	市による定期収集	市・民間業者
	その他色びん	市による定期収集	市・民間業者
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	市による定期収集	市・民間業者
主として段ボール製の容器	ダンボール	市による定期収集	市・民間業者
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	市による定期収集	市・民間業者
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	市による定期収集	市・民間業者

主としてプラスチック製の容器 包装であって上記以外のもの	食品用白色トレイ ペットボトルのふた	市による定期収集	市・民間業者
---------------------------------	-----------------------	----------	--------

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

### 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様（形状、形式、能力、数量等）
排出	集積場所	共通集積場所利用
収集・運搬	収集車両	共通車両利用
選別・保管	ストックヤード	形状：上屋付きストックヤード ストックスペース：799 m <sup>2</sup>
	粗大ごみ 破砕処理施設	形式：衝撃回転式破砕（磁力選別） 能力：30t/5h
	ペットボトル 圧縮梱包機	形式：圧縮・梱包 能力：200 kg/h

### 分別収集の用に供する施設整備

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器	飲料用缶	袋	パッカー車	粗大ごみ 破砕処理施設
主としてアルミ製の容器	飲料用缶	袋		
無色のガラス製容器	無色透明びん	袋	2t ダンプ	ストックヤード
茶色のガラス製容器	茶色びん	袋		
その他のガラス製容器	リターナブルびん	袋		
	その他色びん	袋		
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウム が利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	縛る	パッカー車	
主として段ボール製の容器	ダンボール	縛る		
主として紙製の容器包装で あって上記以外のもの	雑がみ	袋・縛る	2t ダンプ	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、 しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	袋	2t ダンプ	ペットボトル 圧縮梱包機
主としてプラスチック製の容器包装 であって上記以外のもの	食品用白色トレイ ペットボトルのふた	袋又は縛る 袋		ストックヤード

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 住民団体による資源物の集団回収活動を推進していくため、資源物集団回収活動報奨金交付制度を継続していく。
- (1) 住民、事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民、事業者、行政からの委員で構成する廃棄物減量等推進審議会にて積極的に審議を行うとともに廃棄物減量推進員（通称；ごみダイエットサポーター）と協働して、市民目線でのアイデア提案や意見交換の場を創出、活用し、容器包装廃棄物の3Rを推進する。
- (2) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改訂時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。